

秘 密 保 持 特 約 条 項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(秘密情報)

第2条 本契約において、「秘密情報」とは、本契約の有効期間中、本業務に関して発注者が提供する個人的または非開示的な情報および発注者の承諾を得て作成されたそれらの複製物を意味するものとする。ただし、次の各号に列挙される情報は秘密情報に含まないものとする。

- (1) 発注者から提供された時点で既に公知であった情報
- (2) 発注者から提供された後に、自己に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 発注者から提供された後に、秘密情報に基づかず独自に開発し、そのことを立証できる情報
- (4) 発注者から提供される前に、既に自己が所有し、そのことを立証できる情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わないで取得した情報

(情報の提供)

第3条 発注者は、受注者に対して文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録等の有体物により秘密情報を提供するときは、当該有体物に秘密情報である旨を明示するものとする。

2 発注者は、受注者に対して口頭もしくは映像等または有体物であっても、そのもの自体に秘密表示することが不可能である物品等により秘密情報を提供する場合は、提供する際に、当該情報が秘密情報であることを伝えるものとする。また、当該提供日から30日以内に、当該秘密情報の要旨、提供日、提供場所および秘密表示が不可能な物品等については、その名称等の秘密情報を特定するのに必要とされる事項を記載し、秘密表示を付した書面を受注者に提出しなければならない。

3 本条第1項および第2項の規定にかかわらず、受注者が本業務を遂行するにあたり知り得た発注者の情報は、すべて秘密情報とみなすものとする。

(秘密保持)

第4条 受注者は、本契約有効期間中に発注者から秘密情報の提供を受けた場合には、その受領後は当該秘密情報について秘密に保持し、事前に発注者の書面による承諾を得ることなしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また本業務以外の目的のために、秘密情報を使用または流用してはならない。

2 受注者は、事前に発注者の書面による承諾を得ることなしに、秘密情報の一部または全部を無断で複製または複写してはならない。

3 受注者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、他の情報

と区別して厳重に保管するものとし、本業務を行うため必要最低限の自己の従業員以外に秘密情報を開示してはならない。

- 4 発注者および受注者は、発注者または受注者に対し所轄公的法務機関から文書による命令または指示を受けた場合、相手方に書面による事前通知をもって当該機関に対してのみ係る内容の開示ができるものとする。また、発注者および受注者は、係る開示行為を起因とする一切の責任・債務を相手方へ求めない。

(情報の返還)

第5条 受注者は、本契約期間中に発注者から書面により請求があった場合、または本契約が終了した場合、秘密情報の全部または一部を、自己の費用により発注者に対して返還し、また特段の請求があったときには原形をとどめないように廃棄しなければならない。

(損害賠償)

第6条 受注者が本契約に違反し、これにより発注者が損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。